

障害者自立支援法の抜本的見直しを求める意見書

障害者自立支援法が施行されて3年目を迎えました。全国の障害者、家族、関係者などからの大きな反対の声を押し切って成立させたこの障害者自立支援法は、原則1割の応益負担による大幅な利用者負担増、相次ぐ施設からの退所や福祉サービスの手控え、施設運営を大きく揺るがす報酬の激減など、多くの問題点が明らかになりました。

そのような中、全国各地で障害者自立支援法の改善を求める障害者、家族、関係者の運動に後押しされ、国は抜本的な見直しをすとして特別対策や緊急措置を講じてきました。

しかしその中身は、通所・在宅サービス利用者の1カ月の負担上限額をわずかに引き下げること、事業者の収入を部分的に保証する措置の創設などだけで、制度の根幹である応益負担問題には全く触れられておりません。このような小手先だけの見直しでは、障害者やその家族、関係者の不安や不満は一向に払拭されていません。真の意味での抜本的見直しが図られなければならない、そのためには法の枠内論議に留まらない、それを越えた議論をすべきです。

また、障害者自立支援法の施行後に国連総会で採択され、発効となった障害者権利条約の内容を意識し、我が国が批准する場合に備えて同条約との整合性をとっておく必要があります。

よって、国におかれては、次の点について緊急に対策を講じられるよう強く要請します。

1. 原則1割負担となる応益負担制度を撤廃すること
2. 事業者に対する報酬単価を引き上げ、報酬単価の日額化を撤廃すること
3. 障害者程度区分認定は、根本的に見直すこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月19日

庄原市議会